

令和5年度「福岡の食と酒公式アプリ」を通じた 県産酒・水産物のPR業務委託 仕様書

1 委託事業の目的

県では、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」のスローガンのもと、食育・地産地消を県民運動として展開。

この取組みの一環として、「福岡の地酒・焼酎応援の店」※¹や「ふくおかの地魚応援の店」※²（以下「応援の店」という。）の認定制度を設けており、これら応援の店の紹介を通じて消費者へ県産酒※³や県産水産物の美味しさを知ってもらい消費拡大につなげているところ。

今回、令和6年春のデスティネーションキャンペーンに先行して開催されるプレキャンペーンに合わせて、令和4年度から運用している「福岡の食と酒公式アプリ」（以下「食と酒アプリ」という。）を通じて応援の店や県産酒・水産物の魅力を広く周知し、観光客を応援の店へ誘導するとともに、県産酒・水産物の消費拡大を図るもの。

※1 福岡の地酒・焼酎応援の店…福岡県の日本酒・本格焼酎を取り扱う飲食店等（R5.3.31現在401店舗）

※2 ふくおかの地魚応援の店…県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や販売店等（R5.3.31現在716店舗）

※3 県産酒…福岡県酒造組合に加盟している蔵元が製造している日本酒、焼酎、リキュール等

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 令和5年度「福岡の食と酒公式アプリ」を通じた県産酒・水産物のPR業務委託

(2) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 委託業務内容（詳細は別添の仕様書補足資料を参照）

① 応援の店事務局の運用（事務局業務）

- ・ 応援の店の新規開拓を行うこと。また、応援の店の認定店舗数を県に報告すること。
- ・ 認定した応援の店に認定証等を送付すること。
- ・ 認定した応援の店の店舗情報を食と酒アプリに掲載すること。

※食と酒アプリへの掲載と併せて、「福岡の地酒・焼酎応援の店」の店舗情報については、「福岡の地酒・焼酎ナビ (<https://fukusake-navi.jp/>)」に、「ふくおかの地魚応援の店」の店舗情報については、「じざかなび福岡 (<https://jizakanavi-fukuoka.jp/>)」（以下「サイト」という。）にもそれぞれ掲載すること。

- ・ 個人や飲食店等からのアプリ・サイトに関する各種問い合わせに対応すること。

② 食と酒アプリを活用した県産酒・水産物の消費拡大

- ・ 食と酒アプリダウンロード者へのインセンティブとして、クーポンをアプリ上で発行し、使用額を応援の店へ還付すること。また、クーポン使用数を県に報告すること。

③ 応援の店や食と酒アプリの広報

- ・ 応援の店の集客につながるよう、応援の店の広報を行うこと。
- ・ 食と酒アプリのダウンロード数増加につながるよう、食と酒アプリの広報を行うこと。また、アプリダウンロード数を県に報告すること。

3 業務実施上の条件

(1) 業務執行においては、県及び関係機関との連携を密にすること。

(2) 業務遂行に関する知識やノウハウが県に引き継がれるよう努めること。

(3) 業務遂行においては、本仕様書に記載した内容に加え、企画提案した内容についても実施

- すること。
- (4) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと、また、他の目的に使用しないこと。
 - (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含む。
 - (6) 委託業務の実施にあたってのセキュリティ要件については、下記を満たすこと。
 - ① 管理画面についてはファイアウォールによるアクセス制限を実施すること。
 - ② セキュリティパッチは定期的に適用すること。
 - ③ 緊急のセキュリティパッチは早急に適用すること。
 - ④ ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを最新に保つこと。
 - ⑤ 定期的にウイルス対策ソフトによるチェックを行うこと。
 - ⑥ バックアップを定期的に取得すること。
 - ⑦ アクセスログは1年以上保存すること。
 - ⑧ 緊急時連絡体制表を策定すること。
 - ⑨ 各種サイバー攻撃に対応したセキュアコーディングを実施すること。
 - ⑩ パスワードは長さ・複雑さ等十分安全なものとする。
 - ⑪ 外部インターネットサーバに機密情報を保持しないこと。
 - (7) 委託事業の実施に大きな影響を与える事態が発生した場合には、県と協議し、委託業務内容や委託料の調整を実施する。
 - (8) 上記（7）における協議の開始や、調整内容は県の判断で決定する。

4 本事業における著作権等の取扱い

- (1) 本業務において制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属する。
- (2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

5 県への報告等

- (1) 年度事業計画書
 - 提出時期：契約締結後、速やかに提出するものとする
 - 提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。
 - (2) 年間業務報告書
 - 提出時期：令和6年3月29日（金）までに、当該年度の年間業務報告書を提出するものとする。
 - 提出方法：書面または電子データ（メール）で行うものとする。
- 注意1：様式例及び記載内容については別途指示する。
- 注意2：事業の進捗状況について県からの問い合わせがあった場合、県が指示するデータや資料を提出し、状況を報告すること。

令和5年度「福岡の食と酒公式アプリ」を通じた
 県産酒・水産物のPR業務委託 仕様書補足資料

令和5年度「福岡の食と酒公式アプリ」を通じた県産酒・水産物のPR業務委託 仕様書2(3)
 の内容に係る詳細については、次のとおりとする。

大項目	内容
応援の店事務局の 運用（事務局業務）	<p>【福岡の地酒・焼酎応援の店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店に対し、「福岡の地酒・焼酎応援の店」への登録を働きかけ、新規に100店舗以上認定すること。（飲食店から申請があった場合、新規認定店舗が100店舗を超えた場合も、追加で認定すること。）※令和5年3月31日現在、401店舗。 ・新規登録の働きかけにおいては、「ふくおかの地魚応援の店」認定店のうち、「福岡の地酒・焼酎応援の店」に認定されていない飲食店を中心に実施すること。 ・認定した応援の店に対し、認定ステッカー等を作成の上、送付すること。また、作成した認定ステッカー等を適切に管理・保管すること。 ・認定した店舗情報は「福岡の食と酒公式アプリ」（以下、「食と酒アプリ」という。）及び「福岡の地酒・焼酎ナビ（https://fukusake-navi.jp/）」に掲載すること。 <p>【ふくおかの地魚応援の店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふくおかの地魚応援の店」の申請データを取りまとめ、定期的にエクセルにより県へ報告すること（月1回程度）。 ・県から送付された認定証等とともに、認定した応援の店へ認定グッズを送付すること。また、認定グッズを適切に管理・保管すること。 ・認定した店舗情報は食と酒アプリ及び「じざかなび福岡（https://jizakanavi-fukuoka.jp/）」に掲載すること。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定店舗数は定期的に県へ報告すること（週1回）。 ・認定店舗の概要（店名、住所、応援の店の種類、クーポン企画参加の有無等）を定期的に県へ報告すること（月1回）。 ・応援の店へ送付する認定書等については、既存のデザインを使用すること。 ・認定店舗から認定店舗情報の変更等の申出があった場合、適切に対応すること。 ・飲食店への趣旨説明は必ずしも対面で行う必要はない。 ・個人や飲食店等からの応援の店やアプリ等、本事業に関する問い合わせに対応すること。

<p>食と酒アプリを活用した県産酒・水産物の消費拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の店で使える割引クーポンを食と酒アプリ上で発行すること。 ・ 応援の店全店にクーポン企画の内容を説明し、参加を呼びかけること。また、クーポン企画開始後に認定された応援の店にも、企画内容を説明の上、参加を呼びかけること。 ・ クーポン企画参加店に対して、遅延なくクーポン使用額の還付を行うこと（精算業務）。なお、精算において、疑義が生じる場合は、速やかに県に報告すること（例：使用枚数が毎週同じである、使用枚数が急増した等）。 ・ クーポンについては、発行時期等を県と協議の上、発行すること。 ・ 使用されたクーポンの枚数は、定期的に県へ報告すること（週1回）。 ・ クーポン企画の内容は次のとおりとする。※クーポン企画参加店へ還付するクーポン使用額（税込1,000万円）は委託料に含む。 <p>【「福岡の地酒・焼酎応援の店」で使用可能なクーポン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行枚数（上限）：500円割引×1万枚 発行条件：県産酒を含む税込2,500円以上の飲食 <p>【「ふくおかの地魚応援の店」で使用可能なクーポン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行枚数（上限）：500円割引×1万枚 発行条件：県産水産物を含む税込2,500円以上の飲食もしくは買い物
<p>応援の店や食と酒アプリの広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産酒や水産物の消費拡大・認知度向上、応援の店の集客や食と酒アプリのダウンロード数の増加に向けた、効果的かつ効率的な広報に取り組むこと。 ・ 令和6年春のデスティネーションキャンペーンにつながるような、県外からの観光客をメインターゲットとした広報を実施すること。 ・ 広報を実施する媒体及び回数は次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> 情報誌：1誌（2回）以上 WEB・SNS：3媒体（各2回）以上 ・ 実施する広報の媒体や回数、内容や時期等については、事前に県の了解を得ること。